臺灣日日新報

本日四頁

畏し靖國の英靈に 兩陛下親しく御拜

靖國神社に行幸啓

【東京電話】天皇、皇后兩陛下には靖國神社秋の臨時大祭第二日の十六日畏くも同神社に行幸啓あらせられ新合祀の祭神一萬九千九百九十二柱を始め[illegible]の英魂の前に親しく御拜あらせられた、この日九段の[illegible] [illegible]

英印甚大衝動

マドラス爆撃

[illegible]

西南支那重慶軍に 機先を制し攻撃

緬甸奪回企圖の敵撃破

【東京發至急報】大本營發表（十月十六日十五時）

緬甸方面帝國陸軍部隊は緬甸奪回を企圖して西南支那方面に兵力集結中の重慶軍に對しその機先を制し十月上旬騰越、ミイトキーナ方面より攻撃を開始、目下随所に敵を撃破進撃中なり

雲南國境怒濤の猛進

敵新輸血路の夢を粉碎

【東京電話】ビルマ戰線の[illegible]

海鷲アッツ島を強襲

軍事諸施設に必中彈

【北太平洋方面○○基地十六日發同盟】[illegible]

敵側發表　【ブエノスアイレス十五日發同盟】ワシントン來電＝米海軍省は十四日次の通り發表した

一、日本軍爆撃機隊は十三日アリューシャン群島アッツ島に來襲爆彈を投下した

畏し天皇陛下御親祭

けふ神嘗祭 宮中の御祭儀

【東京電話】[illegible]

敵の總反攻本格化

熾烈ラバウル上空空戰

【東京電話】十五日大本營は[illegible]

ファクファク來襲敵機撃退

【南西太平洋方面○○基地十六日發同盟】[illegible]

モロベ敵陣地爆撃

【ブエノスアイレス十五日發同盟】[illegible]

タニンバル敵機を撃退

[illegible]

蘭貢上空で空中戰

敵六機撃墜確實

[illegible]

東南亞軍參謀長にパウナル任命

【リスボン十五日發同盟】[illegible]

敵魚雷艇二隻を撃沈

クレチン岬沖

[illegible]

執拗なる米機 北佛印盲爆

【ハノイ十六日發同盟】[illegible]

敵屍捕虜一萬三千

北支軍秋季剿滅作戰

【南京十五日發同盟】[illegible]

敗軍の將パウナル

[illegible]

六隻再建か

米の新銳主力艦陣

【東京電話】[illegible]

臺灣朝鮮機構改革

改革原案愈よ出揃ふ

【東京電話】[illegible]

比島初の國民議會

十八日より六日間召集

【マニラ十五日發同盟】[illegible]

比國外務省近く創設

【マニラ十五日發同盟】[illegible]

東條首相、ラ大統領祝電交換

[illegible]

翼政代議士會

【東京電話】[illegible]

印度の餓死者激增

【リスボン十五日發同盟】[illegible]

アラバマ炭坑罷業

【ブエノスアイレス十四日發同盟】[illegible]

緊急立法要請

ラ大統領教書

【マニラ十六日發同盟】[illegible]

期待薄の三國會談

米英ソ意見の喰違ひ深刻

【ベルリン十四日發同盟】[illegible]

政治分野

[illegible]

ソ聯が

[illegible]

孤立し

[illegible]

軍事問題に限る

冷水三斗ソ聯紙表明

【東京電話】[illegible]

棺桶化す空の要塞

シュワインフルト爆撃 米機百三十九喪失

【ストックホルム十五日發同盟】[illegible]

米、空の要塞 六十喪失發表

【リスボン十四日發同盟】[illegible]

西獨空襲米機 百一機を撃墜

【ベルリン十五日發同盟】[illegible]

獨防空特別警察隊

【ベルリン十六日發同盟】[illegible]

モスクワ會談 米の主要隨員

[illegible]

船舶十七萬餘噸を撃沈

獨潜艦十月中

【ベルリン十五日發同盟】[illegible]

十八日附朝刊休刊

十七日は日本新聞會の[illegible]に依り十八日附朝刊を休刊致します

臺灣日日新報社

人事

▲[illegible]

社説

食糧增產對策について

今回決定した本島第二次食糧增產[illegible]は[illegible]要綱[illegible]とともに發表されたが、本要綱は要するに[illegible]二[illegible]圓を中心に、昭和十九年度[illegible]米[illegible]を[illegible]、甘藷一億五千萬斤を增產せんとするにある。

そこで使用すべき[illegible]項目を見ると、第六項甘藷增產獎勵費[illegible]十五萬三千四圓の外は、之を米と甘藷に[illegible]し、[illegible]百廿二萬[illegible]を米[illegible]六萬、甘藷四圓に分割せば、米[illegible]增產費は實に七十三萬二千圓、即ち石當り三圓六七十錢となるが、斯くの如き多額の增產經費を計上したのは今回にも稀であつて、如何に現下の食糧增產が重大性を持つて居るかは、單にこの[illegible]のみを見ても十分に[illegible]知することが出來るであらう。

◇

申す迄も無く、自由[illegible]の[illegible]んだ今日に於ても、[illegible]の如きは決して[illegible]や命令のみによつて[illegible]の結果を[illegible]することは出來ない。之には夫々適切なる[illegible]を以てせねばならないが、[illegible]なる[illegible]とは即ち[illegible]政策と指導との二點にあると思ふ。

而して、その[illegible]政策[illegible]的に云ふと[illegible]政策であるが、本島における米[illegible]のための[illegible]は、現下の[illegible]的[illegible]の下に於て[illegible]十分であると[illegible]される。即ち、今[illegible]その他[illegible]の關係から、生產費の[illegible]を[illegible]し、その[illegible]を一[illegible]十[illegible]引上げて、石當り四十五圓五十五錢に[illegible]して居るが、之は現在の生產費[illegible]を[illegible]つて餘りありと見ることを得べく、從つて、[illegible]新たな[illegible]の必要は無く、唯第一線[illegible]の指導に[illegible]を[illegible]いて之を推進すれば足りるであらう。

斯くして、その指導の根幹は云ふ迄も無く[illegible]から集約[illegible]への[illegible]である。本島[illegible]はこの半世紀の間に飛躍的進步を遂げたこと勿論であるが、[illegible]まだ[illegible]を脫し得ず、ために天[illegible]なるにも拘らず、その單位面積當りの收量には不滿足のところあり、されば、之を[illegible]に向上せしめることが、今次增產目的と合致する。併し乍ら農民個々の生活環境から見ても、或は又、その近代的[illegible]の點から云つても、急速に且つ自主的に之が向上を期するは、云ふべくして却々困難なことであり、從つて[illegible]な指導に俟たねばならないであらう。

斯る[illegible]點から、今次增產對策が指導行政に重きを置いて之を進めんとして居るのは頗る妥當であつて、殊に、地方各部落に於て農民と直接に接觸する[illegible]の[illegible]を[illegible]つて居るのは、內地[illegible]の[illegible]進步過程に見ても十分効果を期待し得るであらう。而してこの際、[illegible]で中南部地方で實施した各街庄增產助役の如き特に注目せられるが、孰れにしても忘れてならない點は、內地農村の[illegible]的[illegible]が、一般農民の近代的教育の向上から指導者と農民との圓滑なる合作によつて[illegible]を見たのに對し、本島のそれは斯くの如きを期待するを得ず、どこ迄も指導一本で進むとともに、指導者と被指導者との間に寸隙も見出し得ざる[illegible]切な直接指導が行はれねばならないといふことである。

工作機械增產

企業集團結成打合せ

【東京電話】政府は去る八月[illegible]の[illegible]の下に[illegible]不可欠なる工作機械の[illegible]を確立するため[illegible]を中心とする工作機械[illegible]を決定[illegible]したが、右に基き[illegible]型工作機械の[illegible]を[illegible]るため[illegible]工場を[illegible]工場と指定し、これに若干の分擔工場を配して[illegible]し、作業の分業化と生產能率の[illegible]を[illegible]るべく[illegible]を進め[illegible]々この[illegible]を得るに至つたので、商工省では來る十八日より三日間東京[illegible]名[illegible]の四箇所において企業集團結成の下打合せ會を開くこととなり十五日この旨左の如く發表した

商工省發表　政府においては去る八月三十一日「戰力[illegible]の增產確保のため必要なる工作機械[illegible]に關する[illegible]の件」を閣議において決定し航空機用工作機械などの飛躍的增產を强力に推進することとなつたのであるが、これが具體的措置として[illegible]の工作機械の採用[illegible]を決定しこれが試作研究を促進し[illegible]を開始する等の措置を强力に實施しつつあるのであるが、更に[illegible]決定事項中の重要項目である企業集團の結成に就ても過般來[illegible]關係官廳間において[illegible]中なりし處今回[illegible]型十一機種、フライス盤八機種を結成することに內定し現地において共同結成を急速に進めることとなり、來る十八、十九、二十日の三日間に亘り東京、[illegible]、名古屋、大阪の各地において共同結成下打合せ會を開き今月中には結成式を[illegible]ける豫定である

民防空を全面的に强化

臨時議會に提出　防空法改正案

【東京電話】[illegible]の[illegible]に[illegible]へ國內防空態勢に[illegible]の布陣を[illegible]なべく政府は既に防空總本部の設置を決定し、防空行政の一元的[illegible]を確立したが更に十五日の閣議に於て防空法中改正法律案[illegible]を決定、これに基き防空法改正案を臨時議會に提出、その成立を俟つて一億[illegible]の[illegible]防空[illegible]が[illegible]行される事となつた防空法改正の要綱は[illegible]くまで[illegible]を中心として防空[illegible]下に於ける國土防衛に平素から民防空の凡ゆる部面を强化せんと[illegible]したもので[illegible]改正の[illegible]ひを[illegible]つて見ると次の如き方[illegible]が[illegible]へられる

一、現行防空法第一條は民防空に關する事項を極めて制限的に規定してゐるが、[illegible]、救護、[illegible]に就ても現行法制定當時の[illegible]と今日とでは大いに相違してをり今日では遙かに飛躍的[illegible]した、强力の防空業務の規定を必要としてゐる、從つて民防空に關する業務は國民生活は固より防衛上に[illegible]する[illegible]規定に改めなければならない

二、現行法に於ても防空上必要ある時一定の物件、施設又は[illegible]に對し移轉命令を發し得るが更に疎開又は轉換を命じ得る事を明記し一旦空襲時に於て甲の生產工場が危險となつた場合に直ちにこれを郊外の乙工場に[illegible]移轉方を命令し得るし或は甲の目的で使用してゐた工場を乙の目的のために使用方轉換を命じ得る事も出來る、これらの具體的事項に就ては施行令（勅令）の改正を俟ふであらう

三、重要生產工場の周圍等一定の區域を指定し、その區域內に在る家屋や施設に對してはその[illegible]

四、[illegible]を命じ得る事が出來る、疎開の命令は[illegible]のみでなく一定區域を空地又は防火地帶を設定するためには、その區域の全居住者に對し轉居又は退去を命じ得る、これは個人のみならず法人に對しても適用されるであらう

五、疎開を命じ一定の區域を防空地區に指定したが、この區域に他から這り込んで來るやうでは疎開の意味をなさない、從つてこの區域內への轉居の禁止又は制限する事は當然でなければならぬ

六、現在の空地に新たに建物を建築する場合には疎開の見地から相當の規正を受け現存建築物でも國家が管理し或ひは直接利用し又はその利用に就ては國家が統制して所有者が濫りに處分する事を禁止したり、甲に使はせよ、乙に使はせては相成らぬといふ如き命令を出し得る

七、防空施設等のため國が使用したい土地、家屋又は物件であつても他に必要なものに使用させる場合にはその所有權を一時國が收用して然る後に他のものに使用せしめる場合がある、尤も斯かる場合には土地使用法に[illegible]より補償が考へられるであらう

八、防空上特に必要な時は[illegible]其の他の[illegible]に對し禁止若しくは制限し又は[illegible]を命じ得る事で、この項は防空[illegible]下における[illegible]に適用されるが特に空襲時に際しての混亂を防止するため例へば[illegible]等の[illegible]は禁止[illegible]その他[illegible]必要な[illegible]ることを防ぎ依然その地で[illegible]せしめる

九、[illegible]者に對しては現在防空[illegible]扶助令によつて一定の扶助金を出し得ることになつてゐるが、これを防空法[illegible]明示し單に空襲時のみでなく防空[illegible]下の[illegible]における事故者（例へば[illegible]）に對しても扶助金を[illegible]し得ることとし、且つ防空[illegible]以外の防空從事者においては[illegible]を適用する、[illegible]は今日では[illegible]が負擔することを原則としてゐるが、それに對して今後は國家は道府縣市町村が負擔する[illegible]しその區分を[illegible]する、この結果主として防空に要する[illegible]は國庫負擔が大部分を占めることとなれば市町村は防空施設に思ひ切つた計畫を樹て得ることである

男子就業禁止

適用除外認可　除外される事由に就て

國民[illegible]は「一億[illegible]の[illegible]につけ」との政府の非常決意[illegible]明によつて、今や本格的[illegible]を呈し、今後[illegible]に[illegible]るべき各分野に亙る重要施策の方向は國內[illegible]化方策によつて明確化された、男子就業の制限禁止措置は、この國內[illegible]化方策の一環として[illegible]された政府の[illegible]であつて、その意義は頗る大なるものがある

今や國力の總てを擧げて、[illegible]ねばならぬことは一點の[illegible]を許さぬ[illegible]で、しかもこれが[illegible]のためには、凡ゆる[illegible]を[illegible]して必要とされるだけの勞務[illegible]を[illegible]せねばならない、[illegible]たるものは、この[illegible]一大決戰の[illegible]に立ち、自己の所有する勞務力の全能を[illegible]して、直接戰力の[illegible]に[illegible]すべきであり、そしてこれこそが[illegible]民に與へられた最大の[illegible]であり、また[illegible]であらねばならないのだ、十七[illegible]の禁止[illegible]に[illegible]する者は、この[illegible]な國家[illegible]に[illegible]へ、[illegible]へ自發的に[illegible]

[illegible]すべきである、次、しかし[illegible]の[illegible]については[illegible]めて[illegible]なる[illegible]を以て臨む方針で、[illegible]として[illegible]の事由あ[illegible]する者に付ては、[illegible]の許可があれば、引續きその就業することとなつてゐる、そこでこの特[illegible]の事由といふのがどの[illegible]のものを指してゐるのであるかが[illegible]て重要なこととなつて來る

この特別　いふのは、[illegible]

の事由と　立てれば、いくらでも理由が立つのであつて、これを一々認めてゐたのでは、[illegible]の充足といふ事[illegible]することが出來ない、政府は、この點については極めて嚴格なる[illegible]を以て臨む方針で、各[illegible]所長に對し大體の標準として[illegible]除外の許可方針を指示したのであるが、厚生省[illegible]長[illegible]氏に、どの程度まで[illegible]外を認めるかについて[illegible]いて見よう

◇

[illegible]用除外の許可は極めて嚴重にこれを行ふやう指示して居るから、[illegible]に不公平になつたり[illegible]を失したりするやうなことはないと確信してゐる。今回の就業禁止は十四歳以上四十歳までの男子を對象としてゐるから、女でも間に合ふ場合とか、この年齡以外のつまり十四歳以下の子供でも出來るとか、四十一歳以上の老齡者でも十分代替出來ると認められるやうな場合には、原則として許可しない方針であるが、許可してよい場合は、凡そ左のやうな場合である

第一には常時十五人以上の[illegible]物の運搬を伴ふ業務に從事する場合

第二には常時深夜又は早朝の業務を[illegible]する業務で[illegible]がないといふやうな[illegible]のため女子を就業させることが著しく不適當な場合

第三には就業の際又は內部[illegible]に[illegible]なため他の業務に從事することが著しく不適當な場合、第四には、指定職種に從事する者でも多數人の指揮監督を併せ行つて居り、女子を以て代替することが著しく不適當とされる場合である、更に第五には山間[illegible]地或は[illegible]などの特殊な場所のやうに作業所の[illegible]によつて又は就業の四圍の狀況等から見て女子を就業させることが著しく不適當な場合、第六には就業の[illegible]工業等に關し[illegible]な技術の養成を目的とする[illegible]に從事する者で他の業務に[illegible]することが著しく困難となるやうな場合、更に第七には、[illegible]技能又は專門的知識技能を要する者で、女子等を以て代替することが著しく困難な場合、第八には[illegible]上から見て特に必要な場合等、大體以上擧げたやうな場合には適用除外の許可を與へてもよいといふ方針である

從て以上　場合は、實に例外中の例外ともいふべきで、原則としては殆どその大部分がその[illegible]を[illegible]する必要があり、同時に[illegible]な國民時[illegible]と[illegible]を以て、就勞することが直接[illegible]力增强に役立つやうな職場に就くことが強く要請されてゐるのである、勿論この禁止各職種によつて、告示の日から四ケ月、六ケ月又は八ケ月の猶豫期間が設けてあるが、何れも職種により來年一月十五日三月十五日、又は五月十五日には猶豫期間が滿了となつて、それ以後ははつきりと就業が禁止されることとなる、しかし一方において[illegible]はこの猶豫期間に[illegible]くなされることは[illegible]のことである、[illegible]は[illegible]國民たるものは、猶豫期間のあるなしにかかはらずまた[illegible]等を俟つまでもなく率先自發的に[illegible]を遂げられたい

新生比島の風景【其の一】

麻袋の增產

マニラ麻は比島の世界的獨占[illegible]品だマニラ麻の購入が杜絕した現在のアメリカは如何にその補給に苦惱してゐるか想像に餘りある、しかし[illegible]比島では日本の[illegible]用として輸出した殘りのマニラ麻を以つて[illegible]の麻袋[illegible]に[illegible]進してゐる、勿論マニラ麻だけでは原料不足の[illegible]マゲイとか[illegible]麻のやうな現地產の軟質[illegible]が混紡されてゐるが戰前の印度から輸入してゐた麻袋に劣らぬ製品が每日〇〇千枚も生產され、これが[illegible]を始め工場へも送られてコプラや米、棉花などの包裝に利用されてゐるのだ、しかも此の麻袋工場は[illegible]新設された[illegible]のものであり比島人職工も技能上達して日一日と增產成績を高めつつある

◇…寫眞は＝比島麻袋工場に於けるマニラ麻の精製

臨時議會提出法律案內容

應召議員の身分上の措置に關する規定

【東京電話】昭和十三年法律第八十四號中改正法律案の要旨とするところは[illegible]なる現[illegible]の[illegible]は[illegible]にある地方議會議員が今後更に多數應召の可能性が[illegible]されるので斯る場合に際して[illegible]の身分上の措置に[illegible]せんとするものである、從來道府縣會、市町村會及組合會議員等地方議會議員の身分に關しては既に支那事變時第七十三議會に[illegible]提出案として可決され現在地方議會議員は應召と同時にその職を失ふのが[illegible]中に[illegible]した場合にはその[illegible]し得ることが認められてゐる、しかし[illegible]の場合には[illegible]（又は繰上補充）を執行する[illegible]となつてゐるため應召議員の[illegible]規定に依り[illegible]員と二重の[illegible]を來すこととなり又[illegible]をも[illegible]することとなり[illegible]ることはその[illegible]に[illegible]へざることを[illegible]の理由に[illegible]この[illegible]は原則として執行せざることに改正するものである、但し[illegible]が[illegible]の三分の二を[illegible]るが如き[illegible]が生じた場合には[illegible]して[illegible]が執行される、又現在では地方議會が[illegible]に際しては、その[illegible]を經てその決定を[illegible]

[illegible]

大藏省關係　四法律案

【東京電話】大藏省關係四法律案の要旨は次の通り

一、帝國鐵道會計法案の改正

同法の改正は[illegible]の新設に伴ひ[illegible]その他[illegible]に要する[illegible]その他の事業及[illegible]に關する[illegible]を[illegible]運輸通信省に[illegible]することとなるので本來一般會計[illegible]に屬すべきこれら[illegible]は帝國鐵道會計の負擔に改める

二、國有財產法の改正

[illegible]議會に提出してゐた[illegible]

三、所得稅法及地租法の改正

從來甲種の配當利子所得中公債及利子に關する分類所得稅は[illegible]の稅率を以て[illegible]してゐたが、これを支拂[illegible]時の稅率に依る事とし又田畑は最高二千圓程度であり大部分は一圓未滿の金額であるに鑑み納期を從來の如く（一月末日三月末日）に[illegible]く事は徒らに事務の煩瑣を來すのみなので[illegible]一回に改める（但し本年度に於ては[illegible]の事務や納稅者の關係等實情に即する[illegible]一月末日に改正するものと[illegible]られる）又[illegible]（賃貸價格[illegible]）[illegible]申請は每年行ふことを必要としたが今後は同一田畑については一回の申請を以て足りることとする

一、國債關係事務の簡捷化

從來は[illegible]公債であつても本人の希望に依り記名[illegible]を[illegible]したがこれを[illegible]止する、又國債元利金については[illegible]の內[illegible]（元金十年利子五年）の[illegible]を[illegible]さず何時でも支拂ふこととする[illegible]に大東亞戰爭に關する[illegible]賜金のための國債は無記名國債をもつても交付し得る[illegible]に改める

島內各手形交換所交換高

本年九月中の本島各手形交換所の手形交換高は枚數[illegible]六萬四千枚金額一億[illegible]九十五萬圓にして前月に比べ枚數減少、金額[illegible]を示し前年同月に比べ枚數減少、金額增加を示した

手形交換高（單位千圓）

	枚數	金額
基隆	[illegible]	[illegible]
臺北	[illegible]	[illegible]
臺中	[illegible]	[illegible]
臺南	[illegible]	[illegible]
高雄	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]
前月	[illegible]	[illegible]
前年同月	[illegible]	[illegible]

臺灣油脂增資

日本油脂[illegible]の共同出資に[illegible]臺灣油脂株式會社は油脂工業の[illegible]を圖る爲め[illegible]資本金[illegible]十五萬圓を三十五萬圓增加し五十萬圓[illegible]の會社とすべく許可申請中のところ當局の許可を得、去る十五日を以て殆ど拂込を完了した、增資新株七千株中二千五百株を[illegible]、四千五百株を[illegible]で持つことになつた

沿岸計畫輸送實施への目標

[illegible]戰力の增大を企圖する本島沿岸[illegible]の一元[illegible]統制による計畫輸送を實施せんとするものは

一、沿岸船舶を調整、重要物資の[illegible]輸送を期する

二、自由配船に放任せば燃料の[illegible]船舶から或は船主[illegible]の立場から短距離輸送に走り高運賃の物資を選擇し勝ちとなり、延ては重要物資の遠距離輸送に支障を來す

等を考慮の上の措置であり、このため本島在籍船は海運統制令第三十五條に基き全船舶を南日本汽船をして傭船、一元的運航を行はしめると共に計畫輸送を行ふため[illegible]物資は豫め各物資所管官廳より總督部[illegible]に要求書の提出を求めこれを船舶に按配決定の上南日本汽船に[illegible]し配送命令を發して實施するもので、南日本汽船ではこのため社內に[illegible]部を新設、統制運航の全きを期[illegible]せしむる爲め本島に於ける全船舶相互間の連絡調整を圖るに必要なる指導統制を行ひ且つ[illegible]することとなり、計畫輸送實施の曉は[illegible]に[illegible]けるものと見られる

先づ金利調整實行

金融協議會統制規程認可

國民經濟の總力を最も有效に戰爭に[illegible]する國策の遂行に協力する爲臺灣金融[illegible]は[illegible]以來[illegible]の遂行に[illegible]しつつあるが、金融[illegible]の基礎たる金融統制規程が認可されてをらず本格的活動を開始出來なかつたが、認可申請中の金融統制規程臺灣金融協議會の會員の業務に關する統制規程は本月十四日附で認可され十六日附告示第九百四十五號を以て告示された、統制規程の內容は資金の吸收及び運用の[illegible]に關する件、[illegible]、引受又は[illegible]入等に關する件、資金の[illegible]に關する件（共同融資）[illegible]利率の[illegible]に關する件の四[illegible]に分ち同[illegible]のイの一番に[illegible]すべき統制[illegible]は[illegible]なる[illegible]化を[illegible]する金利の[illegible]が行はれる[illegible]である、同會は同規程の制定に依り[illegible]金融政策遂行の一翼を擔ひ[illegible]決戰金融政策[illegible]の下に[illegible]なる[illegible]を[illegible]することとになつた

商工銀行總會

臺灣商工銀行では本月廿九日午前十時臺北本店にて第六十七期定時總會を開き同期利益金分配の件、定款第三十二條利益金分配の割合變更及び第五條公告を[illegible]に揭載するの件等定款變更案を附議する、同行は今後年二回六月、十二月の決算期を三月、九月に變更することになつた

不正金融業者取締要望

臺灣金融協議會員（島內各銀行其他組合）の[illegible]統制規程は十四日附で認可され、同會員の行ふ業務は同規程の制約を受けることになつたが、同會員外の金融業者は[illegible]を受けないので所謂不正金融業者はこれに乘じて[illegible]する惧れなしとしない、決戰金融政策を全面的に遂行すべき秋、當局は須らく金融面に於ける右[illegible]統制を强化し不正金融業者を嚴重に取締る[illegible]を講ずべきことが要望されてゐる

平原の綠化着々成る

海軍特務部の努力結實

【海南島支局發】廣漠たる海南島平原の綠化を[illegible]する海軍特務部では[illegible]に[illegible]部（[illegible]出張）の[illegible]を待つて瓊山苗圃を强化整備し年々多數の[illegible]を養成して全島[illegible]なる地域や街道路の植栽を[illegible]大完成してゐるが、特に五公祠を中心に海口瓊山街道に植栽したものは現在十餘尺に生育してゐる木麻黃、ユーカリ、鳳凰木の並木は日中合作[illegible]の[illegible]を[illegible]して在來の海南人によき[illegible]ひ場所を提供しその[illegible]を[illegible]さるるに至つたが、これこそ[illegible]以來の共存[illegible]の日本精神を[illegible]し[illegible]が八紘一宇の皇道精神を如實に物語り中國人大衆を[illegible]したものとされてゐる、又昨年冬[illegible]から[illegible]した[illegible]デーは[illegible]以上に效果を擧げ中國人[illegible]が相協力して率先[illegible]するといふ[illegible]しい現象を[illegible]し[illegible]は人のためとか公共の福利などに[illegible]心を有しなかつた[illegible]海南人が[illegible]然として[illegible]口、瓊山附近の[illegible]地に率先[illegible]するに至り[illegible]の[illegible]木が[illegible]然として新生海南島の[illegible]を[illegible]するやう[illegible]して[illegible]一ケ年餘りでその面目を一新した

[illegible]金物株式會社は金物[illegible]の共同仕入と分配を主な目的として昨年十一月創立され資本金八十萬圓內[illegible]五十二萬六千圓となつてゐるが事務の繁忙に伴ひ從來の川本金物店內では狹隘を感ずるので今度京町一ノ三五元朝日支局跡の家屋を買入れ此の程移轉した同社は社長川本秀助氏、專務[illegible]氏である

新生比島風景【其の二】

棉花畑の農民

比島の棉花增產計畫は今年が二年目だ、獨立した比島は益々衣料[illegible]の[illegible]に努力せねばならぬ、世界で棉花が採れるのはアメリカだけではない、立派な棉花がヒリッピンでも此の通りに出來るのだ、昨年一年間の棉作の經驗は比島農民に力強い確信を與へた「自分達の着る衣服は自分達で作るのだ」「大いに棉花を增產して東亞共榮圈だけは困る物に困らぬ樣にするのだ」比島農民は今日も野に出て棉花畑の手入に餘念がない「[illegible]にひるがえる日の丸の旗も今年からは比島[illegible]の棉花で織らう、カラバオ（水牛）よもつと力強く歩んでくれ、棉花の收穫がすんだ後の畑にはお前の好きな豆を植てやるよ」と獨立の喜びに比島の農民の足取りは輕い

◇…寫眞は＝廣漠たる比島の棉花畑手耕

蔣介石轉落の詩集

哀れ苦し紛れの世迷言　貧弱なる識見を露呈す

蔣介石の著書「中國[illegible]命運」と稱するものがある、これは、[illegible]の[illegible]は世界各國語に飜譯せんとするものの如くであるが、この著書は[illegible]以前のものだけに彼の世迷言は反射的に[illegible]されてゐる、その內容を[illegible]すると、先づ同書の第一に「中華民國の成長と發達」と題して[illegible]且つ偉大なる中華民國五千年の歷史を[illegible]してゐるが[illegible]の國[illegible]においては[illegible]

[illegible]

第五項では「平時[illegible]の內容」を[illegible]及び、今後における建國工作の重心」と題して米英による[illegible]の租界返還に對し言及し、列强の中國に對する[illegible]が改められ、且つ我が外交の努力により不平等條約を廢棄せりと誇大なる[illegible]に努め[illegible]は[illegible]せられ、新[illegible]せるも、九龍租借地の如きは中英[illegible]上至に[illegible]とするところなり

とイギリスに訴へてゐる

第六項では「[illegible]の[illegible]」の[illegible]に[illegible]の[illegible]、社會[illegible]、[illegible]等の改革[illegible]につき[illegible]してゐるが、とるべきものもなく第七項では「中國[illegible]、建國の[illegible]」と題してその運命を決定すべき[illegible]は國民黨及び三民主義青年團への入黨[illegible]に努めてゐる、第八項の「中國の運命と世界の[illegible]」に[illegible]

[illegible]中國國民黨のみなることを認識すべし

[illegible]の[illegible]が[illegible]の[illegible]を[illegible]してゐる點は注目に値する

第四項は[illegible]に關する[illegible]商國の大[illegible]、[illegible]に對する曲解と、これら基本國策の變更を指導[illegible]せる點は從來と變るところなく、本書を自ら否定してゐる

[illegible]に過ぎない

決戰

增產も決戰だ

[illegible]

（增產代表）

野村の投資信託

期間が三箇年になつて申込やすくなりました
當社が率先實施以來一年半にてやがて申込總額一億圓になららうとしてゐます。毎回好評を頂いて申込が超過致しますので今回は特に增額して四百萬圓結成する事になりました。續々御申込の程御待してゐます。

第二十八回受益證券賣出（說明書進呈）
一口　五百圓
販賣　[illegible]
申込　十月二十五日迄

野村證券臺北支店
臺北市表町二ノ一〇

島內株中値表

十月十五日現在（△印配當落）　臺灣有價證券業組合調

銘柄	拂込	仲値
臺灣電力	五〇・〇	[illegible]
同新	一二・五	[illegible]
臺灣拓殖	五〇・〇	[illegible]
同新	一二・五	[illegible]
臺灣銀行	一〇〇・〇	[illegible]
商工銀行	五〇・〇	[illegible]
同新	[illegible]	[illegible]
同二新	[illegible]	[illegible]
彰化銀行	五〇・〇	[illegible]
同新	[illegible]	[illegible]
華南銀行	[illegible]	[illegible]
同新	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
同新	[illegible]	[illegible]
臺灣[illegible]	[illegible]	[illegible]
大成火災	[illegible]	[illegible]
臺灣土地建物	[illegible]	[illegible]
打狗土地	[illegible]	[illegible]
高砂地所	[illegible]	[illegible]
日本拓殖	[illegible]	[illegible]
南邦交通	[illegible]	[illegible]
臺灣交通	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
新高航運	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
臺灣肥料	[illegible]	[illegible]
臺灣興業	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
海南興業	[illegible]	[illegible]
臺灣鐵工	[illegible]	[illegible]
台灣製紙	[illegible]	[illegible]
臺灣化成	[illegible]	[illegible]
臺灣[illegible]	[illegible]	[illegible]
臺灣[illegible]	[illegible]	[illegible]
同新	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
ベルプ工業	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
同新	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
同新	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
大東信託	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
同新	[illegible]	[illegible]

內科・[illegible]科　中原醫院　院長 中原[illegible]勳

內科・小兒科　瀨名波醫院　院長 瀨名波信德

小兒科　天民堂醫院　院長 高氏[illegible]　臺北市[illegible]

產科婦人科　福生堂醫院　院長 陳氏[illegible]

齒科　矢野醫院　院長 矢野陽一　臺北市有明町

萬　媒

タイピスト[illegible]女卒[illegible]
女事務員[illegible]
女事務員[illegible]
女子[illegible]
女子[illegible]
女賣[illegible]
附添[illegible]
時計技術員入用[illegible]
新聞[illegible]
見習[illegible]
女中[illegible]
女中入用[illegible]
賣家[illegible]
賣家[illegible]
求貸間[illegible]
住宅[illegible]

洋裁[illegible]
タイプ[illegible]
投資[illegible]
新型カメラ各種入荷[illegible]
寫眞[illegible]
寫眞機入荷[illegible]
ラジオは[illegible]
レコード、蓄音器[illegible]
和音[illegible]
轉宅[illegible]
引越[illegible]
引越[illegible]
引越[illegible]
運搬[illegible]
新古[illegible]
メガネ專門　和田メガネ店
京染[illegible]
深夜[illegible]
冷藏庫[illegible]
特許[illegible]
斷食[illegible]
ミシン[illegible]
戰帽[illegible]
結婚[illegible]
高級[illegible]
葬儀は[illegible]
社員幹部[illegible]
徵兵臺中出張所　第一徵
社員幹部[illegible]
兵臺灣支部人事

月やく
月經滯り御心配の方[illegible]
ヒノデ本家

公認　東京寫眞學校

純國產　キナミン　新治療注射劑　新發賣　各型ヤリラマ[illegible]
白井松新藥部

感冒と鎮咳に　笹虎の　セキミソ
【効能】[illegible]
【價格】[illegible]
笹虎商會

咫尺に拜す光榮

恩命に感激　藤田軍屬未亡人語る

移轉御通知
今般弊事務所ヲ左記ノ處へ移轉シ明十八日ヨリ營業仕候間此段御通知申上候
昭和十八年十月十七日

臨時大祭第二日目

咫尺に拜す光榮
神域に並ぶ遺族感泣

神前に"敵必滅"誓ふ
社頭埋める赤子の群
大祭第一日

參拜

ニュースに撮影
臺灣遺族部隊を

義勇隊員に初の行賞
譽は高し十四勇士

"帝亞丸"港に入港

感激に老軀も震ふ
古野繁實少佐嚴父談

軍神

赫々

恩命に感激
藤田軍屬未亡人語る

森嚴

本人も地下で感泣
吉田舵手未亡人感激談

三軍屬略歷

風水害義捐金二萬圓
汕頭在住臺灣同胞から

臺北秋競馬
六日目の成績

結婚祝の金を皇軍慰問に

柳原二位局薨去

【東京發】本日午前正二位柳原愛子薨去せられたる旨、十六日午前十一時四十五分宮內省から發表された

【東京發】二位局柳原愛子刀自は豫て病氣のため四ッ谷區信濃町の自邸において療養中であられたが十六日午前老衰のため薨去された、享年八十五、柳原家では午前十一時四十五分發喪した

敍位の御沙汰

【東京發】畏き邊りでは十六日柳原二位局病氣危篤の趣き聞召され特旨を以て左の如く位一級進めらるる旨同日御沙汰あらせられた

正二位　柳原愛子

特旨を以て位一級進めらる

正二位　柳原愛子

敍從一位

皇太后陛下
柳原邸に行啓

【東京發】皇太后陛下には柳原二位局病氣危篤の趣を聞召され十六日午前八時三十分大宮御所御出門、四谷信濃町一〇番地柳原邸に行啓あらせられ御懇ろに御見舞あらせられ同九時半同邸御出門還啓あらせられた

勅使、御使を御差遣

【東京發】天皇、皇后兩陛下並に皇太后陛下には從一位柳原愛子刀自薨去の趣を聞召され、弔問のため十六日午後一時勅使として久松侍從を、同二時十分皇后宮御使として萬里小路女官を同二時二十分皇太后宮御使として竹屋典侍を夫々四ッ谷信濃町の柳原邸に差遣はされ厚く弔問せしめられた

三陛下深く御軫悼

【東京發】柳原二位局は畏くも大正天皇の御生母として早く召出せられ宮中から下つても特に宮內省から侍臣を差遣せしめられ、局は恐懼しつつ靜穩な日常のうちに婦德を護りつつ餘生を送り、その間三陛下の天機並に御機嫌奉伺などのため屢々宮中に參內、また大宮御所に伺候したがその都度三陛下には臣下にも拘らずいと御懇ろに御勞り遊ばされ局は只恐懼感激申上げたのであつた、畏くも天皇陛下には去る二千六百年の祝典に際しては特に御使を差遣はされ勳一等寶冠章を賜ひ、陛下の御使を賜はつたのであつたが、その後年毎には屢々御見舞あらせられたほか病氣などの趣きにはその都度見舞の御使や賜品があり、この度も病危篤の趣を聞召され斯く御軫念あらせられたと拜承するが皇太后陛下にはこの朝親しく行啓御懇ろに御見舞あらせられたことは畏き極みである、殊に局は十六日午前逝去せられたる趣きを聞召され深く御軫悼あらせ給ふたと洩れ承る

侍從御差遣
葡萄酒御下賜

【東京發】天皇、皇后、皇太后三陛下には柳原二位局病氣の趣き聞召され十六日午前三時卅分病氣をたづねとして侍從岡部長章氏を又侍醫高椋信氏を四谷信濃町一〇番地の柳原邸に差遣はされ同時に御使を以て葡萄酒一打を下賜あらせられた

各皇族殿下御見舞

【東京發】柳原二位局の病篤しと聞召され皇太后陛下には十六日午前四時稍過ぎ水谷典侍を信濃町の柳原邸に御見舞として御差遣、續いて同八時半過ぎ御所から同邸に行啓、局の枕頭に御見舞あらせられたが同八時北白川宮大妃殿下、竹田宮妃殿下が相前後して御見舞あらせられ、引續き東久邇宮、同妃、東久邇若宮、同妃各殿下が又同十一時には高松宮、同妃兩殿下、三笠宮同妃兩殿下が御揃ひにて夫々同邸に局を御見舞あらせられた

廿日に葬儀

【東京發】柳原家では二位局薨去につき十六日午前正式に發喪したが二十日午前十一時から正午迄青山齋場に於て佛式に依り葬儀を執行する旨發表した

輝く局の生涯

【東京發】十六日薨去した二位局柳原愛子刀自は東京府華族柳原光愛伯の長女に生れ安政六年五月二十六日誕生、明治三年四月十四日十二歲で皇太后小上﨟に召出され同四年八月廿日掌侍に任ぜられ早蕨內侍と稱したが、同六年二月廿日權典侍に任ぜられ早蕨典侍と稱し同卅五年一月二十二日典侍に任ぜられ官制改正と共に高等官二等に敍せられた、降つて大正元年七月三十日皇太后宮典侍に任ぜられた、次いで大正二年五月十三日皇后宮職御用掛を仰せつけられ同二年十一月七日皇太后宮職御用掛を仰せつけられ同月皇太后宮職御用掛となり同時に正三位に敍せられ高等女官の上席となりこれより三位局の稱を賜ふ、同四年十一月一日從二位に敍せられ同八年五月十八日正二位に敍せられ二位局の稱を賜はり、陛下としては政府の恩賜である勳一等寶冠章を賜はつた

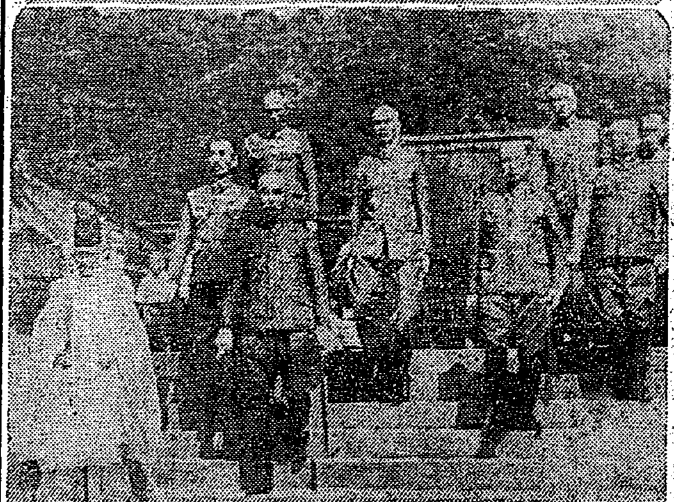

忠靈に參拜
（上）長谷川總督（下）安藤軍司令官、樋口參謀長、藤岡兵務部長らの護國神社參拜

神靈に感謝の遙拜
總督、軍司令官護國神社參拜

殿か

撤饌

軍司令部

海軍武官府

憲兵隊司令部

花蓮港市青少年團の査閱

傷痍勇士に一大福音
國立軍人療養所建設
桃園神社右隣に着工

軍援に結ぶ內臺融和
東京都長官から表彰

徵兵號獻納に
花蓮港の赤誠

督防團の分團に團旗を授與

第二回決算公告　三叉茶業株式會社

東寶國際館　日本ニュース　本日八三同

基隆劇場　18日マデ　日本ニュース

今日の映画

大世界　臺灣劇場　新世界　芳乃館　芳明館　萬華劇場　太平館　第三世界　基隆・蘭陽地區　中央劇場　基隆世界館　旭劇場　大和劇場　羅東座　宜蘭座　昇平座

花蓮港　新川合同興行會　花山演藝團一行　築座

移轉御通知

今般弊事務所ヲ左記ノ處へ移轉シ明十八日ヨリ營業仕候間此段御通知申上候

昭和十八年十月十七日

臺北市表町二丁目二十三番地（日本郵船館二、三階）

南日本汽船株式會社

臺灣機帆船海運報國會

電話代表八、五〇一番

ポプラ印

インキと米糊

高級萬年筆各種筆記用

高級文具卓上用事業用各種

有名文具店發賣

製造元　日本ポプラ株式會社

發賣元　鎭近藤商會

移轉謹告

弊社今般左記ニ移轉仕候間此段謹告仕候

昭和十八年十月十七日

臺北市表町二丁目九番地（明治生命館二階）

臺灣重工業株式會社

電話五、六五五番

齒科　青木醫院　電話六七九五番

齒科　澁谷醫院　電話二八八九番

國法を守る心が護る國

洋服地販賣

臺北市本町一丁目

逢坂商行

高雄支店　臺中支店

田中正夫儀豫て東京胃腸病院入院療養中の處十月十日午前十一時五十分永眠致候間此段生前辱知諸賢に謹告仕候

追而葬儀は十三日日本基督教團富士見町教會堂に於て無滯相濟ませ申候

十月十七日

妻　茂子

春美

元弊支店長島宗虎二郎儀去ル三月十九日高千穗丸ニテ歸任ノ途次遭難仕候間茲ニ在世中ノ御厚誼ヲ深謝シ此段御通知申上候

追而本人遺族ハ五月上旬鹿兒島縣ヘ歸郷仕居リ候ヘバ同十九日同地ニテ準社葬ヲ以テ告別式ヲ執リ又當地ニ於テ同日午前拾時臺北市東本願寺別院ニ於テ追弔式相營ミ可申候

尚時局柄花環供物等ノ儀ハ乍勝手堅ク御辭退申上候

昭和十八年十月十七日

臺北市樺山町五一番地

株式會社鹿島組臺灣支店

決戰虎尾郡の奉公運動

山本事務總長熱心に視察

【虎尾】皇民奉公運動の狀況視察に來虎した皇民奉公會本部山本事務總長は十三日午後六時日除の兵舍にて……四十分郡下にも……てゐる虎尾街西子部落の男女青年……女が

[illegible]

陣頭に立つて指揮し

[illegible]

盛澤山羅東神社奉納催物

【羅東】羅東神社例祭は十一月三日に盛に行はれるが十五日午前十時郡下街庄長および國民學校長並に神社關係者三十餘名を招集し郡役所會議室で祭典行事に就き打合會を開催、協議した結果、特に大東亞戰爭完遂に應し九萬郡民の不斷

[illegible]

夫よ

[illegible]

健民朝の行事を見る

【虎尾】臺南州下一の部落民……

[illegible]

徵兵制度趣旨說明特別常會

宜蘭市神社奉祝行事等も決す

【宜蘭電話】皇民奉公會宜蘭市支會では徵兵制度施行の趣旨說明……

[illegible]

宜蘭神社例祭奉祝行事

◇武道大會　廿七日午前十時より外苑運動場

◇青年學徒相撲大會　廿八日午前九時より外苑運動場

今、一番大切な時季

蓖麻の手入に諸注意

益々激化の度を加へつつある現下航空決戰に不可缺の蓖麻油を一滴でも多く得るべく全島あげて蓖麻栽培に精進してゐるのであるが折角栽培はしたもののその手入に遺漏な點はないか今が一番栽培管理に大切たる時季である、府農務課では次の如く管理上の諸注意をあげ島民全體の協力を要望してゐる

[illegible]

一、灌水

[illegible]

二、間引

[illegible]

三、補植

[illegible]

四、中耕

[illegible]

五、摘心

[illegible]

六、追肥

[illegible]

七、病蟲害

[illegible]

秀水神社大祭

[illegible]

1、舞踊（國文舞踊）2、音頭 8、假裝行列 4、夥頭探し

會文神社例祭

[illegible]

牛埔山荒地見事開拓

生ひ茂る甘藷收穫待つ

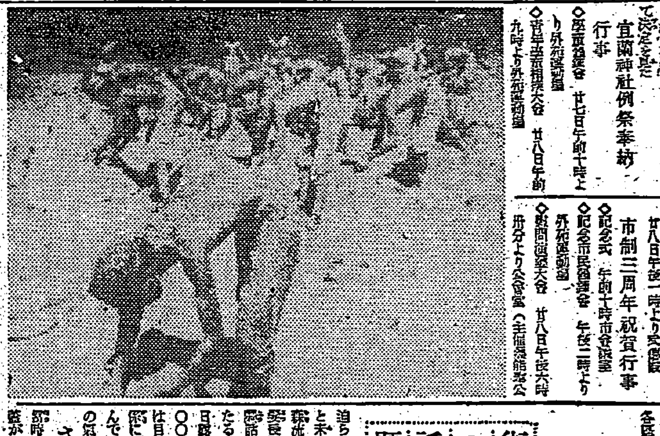

【新竹】新竹州學徒奉公隊では……十甲步＝を見事に開拓、今では蕃生、甘藷の蔓葉が秋風に波打つて收穫の秋を待つまでに好成績を收めてゐるが同隊では更に之を州下各地にも擴大し學徒勤勞奉仕を……

△新竹市三四甲七五四△新竹郡七甲九五△中壢郡二六甲三二△桃園郡七甲八△大溪郡四甲一五△竹東郡三甲七△竹南郡二甲七△大湖郡二甲〇二△苗栗郡一甲八（甲以下は牛埔山頂に於ける新竹中學校の甘藷植え風景）

大嵙崁溪森林治水事業

十一月より本格的造林開始

【新竹】決戰下の戰力增强に一役を擔ひ、且つ國土保全を急ぐ國土防衞並に生産擴充及び水源涵養の三大要請に即應すべく總督府造林事業の一つである大嵙崁溪（淡水河）……

[illegible]

戰ふ青年の意氣溢る

臺中市青年校查閱終る

【臺中電話】決戰下戰ふ青年學校の……

[illegible]

陸相代理有田兵事部長遺族弔問

【宜蘭】陸軍大臣代理有田兵事部長は十三、四の兩日に亘り蘭陽地方の名譽の家を訪れ左記遺族を弔問した

[illegible]

白髮長鬚の老翁

每早朝居合術鍊磨

武士道の眞髓語る

街の話題

[illegible]

同氏

[illegible]

彰化〝奉公の店〟決る

【彰化】皇民奉公會彰化市支會主催の優良商店……

[illegible]

宜蘭市優良〝奉公の店〟

【宜蘭】皇民奉公會宜蘭市支會主催の奉公の店（優良商店）選定は……

[illegible]

豐原街〝奉公店〟

【豐原】皇民奉公會豐原街分會並豐原街……

1幸大安、2みやこ屋、3新合興、4豐朝枝、5正新商店

◇本島人側

1惠川屋、2田中食料室、3田中食料店、4平戶支店、5鈴木商店

◇內地人側

[illegible]

坂口知事食糧增産推進

【新竹】坂口高雄州知事は潮州郡……

[illegible]

來豫算二萬圓計上

大武靈峰に青年道場設置

【高雄電話】……

高雄州

[illegible]

陸相代理吉田兵事部長遺族慰問

【潮州】陸軍大臣代理吉田兵事部長は……

[illegible]

東港郡で貯金通帳を檢閱

【東港】……

[illegible]

高雄州警察事務運營に萬全

地方有力者と懇談

【高雄電話】……

[illegible]

山刀を獻納しよう

【臺東】……

[illegible]

お禮金を獻金したよい子供

【東港】……

[illegible]

豫算說明のため部課長會議

【高雄電話】……

[illegible]

東港郡日婦查閱日程

【東港】本島人會東港……

[illegible]

北港郡十月街庄長月例會

【北港】……

[illegible]

五結國民校鍊成會

【羅東】……

[illegible]

郷軍精神遺憾なく發揮

羅東分會查閱

【羅東】……

[illegible]

農事實行組合に

高雄州　專任指導員設置計畫

【高雄電話】……

[illegible]

勤行報國青年隊

新竹州隊花蓮港へ向ふ

【新竹電話】……

[illegible]

北港郡畜産事務打合

【北港】北港郡では十四日……

[illegible]

高雄州、警察會議打合事項傳達

【高雄】……

[illegible]

市制三周年祝し

慰問演藝大會開く

宜蘭市

【宜蘭】宜蘭產業奉公團では市制施行三周年を祝賀するため十五日午前十時より北港郡……

[illegible]

赤誠の獻金品

軍司令部（十月十四日受）

國防獻金

[illegible]

海軍武官府（自十月十一日）

國防獻金

[illegible]

屆出は二十日まで

怠るな第二國民兵

【臺中】……

[illegible]

皇奉分會長錬成會

【臺中電話】……

[illegible]

新刊紹介

臺灣美術

[illegible]

ラヂオ

[illegible]

食慾增進　消化促進
胃腸病・パパイン製劑
カネヨウ　消化胃健錠
一〇〇錠入　二・〇〇
二〇〇錠入　三・八〇

マツダランプ
もっと飛行機を――そのため節電
東京芝浦電氣株式會社